

公 示 送 達 書

令和8年6月1日

下記の者へ送達すべき書類を、城南区役所市民部保険年金課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市城南区長 大倉野 良子



送達を受
けるべき
者の氏名

別紙のとおり

送達すべ
き書類を
特定する
ために必
要な情報

令和8年5月26日 城保年第31号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。